

いきいきサロン藤の里の指定管理者の指定について

いきいきサロン藤の里の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 　いきいきサロン藤の里

指定管理者 　藤枝市岡部町内谷 1 4 0 0 番地の 1

　　　　　　　社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会

　　　　　　　会長 水野 明

指定の期間 　令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで